

## りんわくメンバー規約

(りんわくメンバーの種別と名称)

第1条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) りんわくメンバー この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) りんわく学生メンバー この法人の目的に賛同して入会した臨床検査技師になることを志す学生
- (3) 賛助メンバー この法人の事業に賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第2条 りんわくメンバー、りんわく学生メンバー及び賛助メンバーとして入会しようとする者は、指定の入力フォームを通じてその旨を申請しなければならない。

(会費等)

第3条 メンバーは、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎月又は毎年、別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第4条 メンバーは、退会手続きを行うことにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第5条 メンバーが次のいずれかに該当するに至った場合は、理事会の決議によって当該メンバーを除名することができる。この場合、そのメンバーに対し、理由を付して除名する旨を通知しなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 メンバーを除名する場合は、除名する旨の通知するより前に、そのメンバーに対して、弁明の機会を与えなければならない。

(メンバー資格の喪失)

第6条 前5条の場合のほか、メンバーは、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第3条の支払い義務を1年以上履行しなかった場合。
- (2) 入会年度から8年が経過した学生会員。
- (3) 当該会員が死亡、または団体において解散したとき。
- (4) 臨床検査技師または衛生検査技師の免許を取り消されたとき。

2 この法人は、メンバーが資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は2025年6月8日より実施する。

2025年6月8日 制定

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、りんわくメンバー規約に基づき、入会金及び会費等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会費の額)

第2条 りんわくメンバーの会費は次の通りとする。

- (1) りんわくメンバー 会費 年額 10,500円又は月額 1,200円
- (2) りんわく学生メンバー 会費 0円
- (3) 賛助メンバー 会費 年額 30,000円/口

### (会費の納入)

第3条 会費は指定された方法により納入する。

### (入会金)

第4条 入会金は、不要とする。

### (納入の延期)

第5条 止むを得ない理由により、前第3条の規定による会費納入が遅れたときは、理事会は、これを認めることができるものとする。ただし、その期限は、当該会計年度を越えてはならない。

### (会費の減免)

第6条 メンバーが次のいずれかに該当したときは、会費を減額あるいは免除することができる。

- (1) 特別の理由により、本人の申し出があり理事会でこれを認めたとき。ただし、その期間は申し出のあった日から1年以内とする。
  - (2) その他、理事会で特に認められた者。
- 2 会費を減額するときは、その額を理事会で決議する。

### (変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

### 附則

この規程は2025年6月8日より実施する。

2025年6月8日 制定